

3. JAM個人生命共済

印鑑証明書の添付が必要な場合、共済金請求書の印鑑は必ず印鑑証明書と同じ印鑑を捺印して下さい。

共済金請求に当たっての添付書類は、「JAM/ハート共済・団体共済」の2,3,4に準じます。

加入・増口から2年以内に死亡された場合、所定死亡診断書（添付書類No.19）の原本を提出して下さい。

また、加入2年以内の場合は「同意書」（添付書類No.9）を提出して下さい。

「説明資料」

1. 組合員が亡くなられたときの手続きについて

組合員が亡くなられたときは、以下の順位により共済金受取人が確定します。

- ① 組合員の配偶者
- ② 組合員の死亡の当時、その収入により生計を維持していた組合員の子ども、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ③ 組合員の死亡の当時、その収入により生計を維持していた組合員の配偶者の子ども、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ④ ②に該当しない組合員の子ども、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ⑤ ③に該当しない組合員の配偶者の子ども、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

※上記②と③の場合、「生計を維持していた」ことを証明する書類として別途、下記の書類を提出して下さい。

- ・組合員と同一の住民票
- ・扶養関係を明らかにするための公的証明として、下記のいずれかを提出して下さい。

健康保険証の写し

税務申告書類

過去1年分程度の家計簿

なお、給付の請求の内容によって、その他複数資料をご相談の上提出していただきます。

(注1) 受取人が配偶者の場合は、組合員が亡くなられたこと、除籍の記載のある戸籍謄本で受取人を確定できます。しかし、配偶者以外の方が受取人の場合には受取人を確定するために、改製前戸籍謄本を提出して下さい。

「改製前戸籍謄本とは？」

戸籍が改製されている場合には、婚姻等により新戸籍を編成した子どもや兄弟姉妹、改製前に亡くなられている方等は改製後の戸籍謄本(全部事項証明)に記載がされていません。したがって、改製前の戸籍謄本をご提出いただき、改製後の戸籍謄本に記載されている以外の子ども・父母・孫・祖父母および兄弟姉妹等の有無を確認して受取人を確定することになります。

受取人が子ども、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、それぞれの場合の詳細は、下記の通りです。

- ① 受取人が子どもの場合
組合員の出生から現時点までの「経過が確認できる戸籍謄本（改製前戸籍謄本を含む）」
- ② 受取人が父母の場合
組合員の出生から現時点までの「経過が確認できる戸籍謄本（改製前戸籍謄本を含む）」
共済金受取順位の上位者がいないことが確認できる証明書（戸籍謄本）
- ③ 受取人が孫の場合
組合員の出生から現時点までと、子どもの出生から現時点までの「経過が確認できる戸籍謄本（改製前戸籍謄本を含む）」・
共済金受取順位の上位者がいないことが確認できる証明書（戸籍謄本）
- ④ 受取人が祖父母の場合
組合員の出生から現時点までと、父母の出生から現時点までの「経過が確認できる戸籍謄本（改製前戸籍謄本を含む）」・
共済金受取順位の上位者がいないことが確認できる証明書（戸籍謄本）
- ⑤ 受取人が兄弟姉妹の場合
組合員の出生から現時点までと、父母の出生から現時点までの「経過が確認できる戸籍謄本（改製前戸籍謄本を含む）」
共済金受取順位の上位者がいないことが確認できる証明書（戸籍謄本）

「経過が確認できる戸籍謄本（改製前戸籍謄本を含む）」について

改製前戸籍謄本を提出しても、子ども・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の有無をすべて確認できない場合があります。婚姻により本籍を変えられているとき、転居に伴い転籍されたときも確認できない場合があります。そのため、配偶者以外が受取人の場合は、出生から死亡までの、経過が確認できる戸籍謄本を提出して下さい。

さらに、離婚歴があっても他に子どもがいないことを確認するとき、経過が確認できる戸籍謄本を提出して下さい。また、子どもの婚姻によって、提出された改製前戸籍謄本に記載されていない場合があり、やはり、経過が確認できる戸籍謄本を提出して下さい。

(注2) 配偶者がいない場合で、同順位の受取人が2人以上いるときは、受取人の中から代表者を一人定め、その方から請求を受けることとなります。その際は、代表者以外の受取人より代表者に対して「共済金の受取りを代表者に委任する」委任状を提出して下さい。委任状が取れない受取人がいた場合は、その受取人の受取り分の共済金の支払いは保留されます。なお、委任状の印鑑登録証明書は各人提出して下さい。

(注3) 同順位の受取人が複数いて委任状を提出する場合で、①共済金額が200万円以下の場合は、各人の戸籍謄本を提出して下さい。捺印は認印でかまいません。②共済金額が200万円を超える場合は、各人の戸籍謄本と、印鑑登録証明書の原本と登録した印鑑を捺印して下さい。総額で200万円を超える支払いとなった場合、一人分の受取分が200万円以下の場合でも受取人の印鑑登録証明書は別途提出して下さい。

(注4) 受取人が未成年者の場合は、後見人（または親権者）より請求を受けることとなります。その際、後見人である旨の書類（後見人が記載された未成年者の戸籍謄本または家庭裁判所の後見人選任の審判書）後見人の印鑑登録証明書（共済金額に関わらず）を提出して下さい。また、共済金支払請求書兼在籍証明書の共済受取人欄は、未成年者および後見人を連名で記入し、後見人の印鑑登録証明書の印影を押印して下さい。

(注5) 配偶者は、内縁関係にある者を含みます。但し、組合員または内縁関係にある者に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。その際、各人の戸籍謄本と同一住所の住民票、ならびに、添付書類No.20「受取人の誓約書（内縁の配偶者用）」を提出して下さい。なお、同一住所の住民票で内縁関係（「未届けの妻」等の記載）および同居期間が確認できない場合は、扶養家族であったことの証明書（社会保険等）、その他同居の事実および同居期間を客観的に確認できる書類を提出し、個別に検討します。

(注6) 共済金が100万円を超える場合はマイナンバーの提出が必要です。提出書類につきましてはこくみん共済 coopにお問合わせ下さい。

2. 組合員が重度障害などが原因で、受取人が法律行為が行えない場合の手続きについて

重度障害などが原因で、受取人が「判断能力のない状態」または「意思が確認できない状態」にあるため共済金の請求や受領等の法律行為が行えない場合、代わって成年後見人が請求の手続きを行います。その際、登記事項証明書（法務局発行）を提出して下さい。また、共済金支払請求書の受取人欄は、受取人および成年後見人を連名で記入し、成年後見人の印影を押印して下さい。

一方で、成年後見制度の適用（後見開始の審判）を受けていない、または、事情により成年後見制度の適用を受けたくない場合は、JAMもしくはこくみん共済 coopにご相談下さい。